

令和元年度 第 16 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和元年 11 月 26 日

担当部・課：建設部下水道管理課〔内線 5682〕

<b>① 件名</b>	
令和元年台風第 19 号に伴う被災世帯に対する下水道使用料等の減免について	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p>【背景】</p> <p>令和元年 10 月 12 日、13 日の台風第 19 号による大雨で、多くの市民が被災し、被災世帯に対する生活支援が必要となっている。</p> <p>水道料金について、今回の台風被害者に対し減免することとなったため、水道料金と連動し発生する下水道使用料、漁業集落排水施設使用料、農業集落排水施設使用料及び浄化槽使用料についても、減免の必要性が生じている。</p> <p>【目的】</p> <p>令和元年 10 月 12 日、13 日の台風第 19 号に伴い浸水被害を受け、家屋・家財等の洗浄のため下水道等を使用した方に対し、早期の生活再建等を目的として各使用料を減免する。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p>【根拠法令】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 石巻市下水道条例及び石巻市下水道条例施行規則</li> <li>2 石巻市漁業集落排水処理施設条例及び石巻市漁業集落排水処理施設条例施行規則</li> <li>3 石巻市農業集落排水処理施設条例及び石巻市農業集落排水処理施設条例施行規則</li> <li>4 石巻市浄化槽事業条例及び石巻市浄化槽事業条例施行規則</li> </ol> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
令和元年 10 月 12・13 日	令和元年台風第 19 号による大雨等災害
11 月 13 日～	水道企業団から台風 19 号に伴う水道料金の減免を行う方向であることの情報提供
	各使用料の減免に向け、庁内にて検討
11 月 25 日	水道企業団経営会議において、水道料金の減免が決定
<b>⑤ 主な内容</b>	
<p>下水道使用料、漁業集落排水施設使用料、農業集落排水施設使用料及び浄化槽使用料は、水道料金と連動し発生することを考慮し、水道料金と同様の手法で以下のとおり減免するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 減免の対象月について <p>台風発生後からの洗浄等に使用した期間を含む 11 月メーター検針（12 月調定分）を対象とする。</p> </li> <li>2 減免対象者 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次の地区において、下水道等を使用している方（住家、店舗、工場等） <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 減免対象地区の確定方法 <p>水道企業団が「り災（被災）地区別届出件数」を基に、令和元年 12 月の地区別水道料金調定件数に対する床上・床下浸水の合計件数の割合を算出し、割合が 10% を超えた地区</p> </li> <li>イ 対象地区 <p>清水町一丁目、蛇田字新下前沼及び新谷地前の一部、不動町、宇田川町、塩富町一～二丁目、渡波字祝田、渡波字梨木畑、沢田字折立、流留字一～三番囲、流留字後生橋、駅前北通り三～四丁目、美園一丁目、皿貝、馬鞍、福地、針岡、北上町長尾、北上町女川</p> <p>※ 蛇田字新下前沼及び新谷地前の一部及び河北地区（皿貝、馬鞍、福地、針岡）については、11/25 現在、水道企業団にて被害状況を最終確認中</p> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	

(2) 上記以外の地区で浸水被害にあった方は個別対応とし、減免申請により水道料金が減免された場合に、それに併せて各使用料も減免とする。

### 3 減免水量の算定方法等

前年同月の各使用水量と前3か月の各平均使用水量のどちらか少ない方と対象月の各使用水量を比較し、増加している場合、5 m<sup>3</sup>を上限とし、増加した各使用水量を減免し、減免後の各使用料を請求する。

### 4 その他

(1) 各使用水量が10 m<sup>3</sup>以下の場合、基本料金となるため、対象外とする。

(2) 減免対象地区に居住していても、集合住宅等の2階以上に居住している方は対象外とする。

## ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

### 【影響・効果】

被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。

### 【市財政への負担】

想定される減免対象件数：10,000件

#### ・減免額試算

現段階で減免対象者の各使用水量を算出することは困難であるため、下記のとおり試算する。

1 減免該当者の各使用水量が全て11～50 m<sup>3</sup>の場合

5 m<sup>3</sup>×@195円（使用料単価）×1.1（消費税）×10,000件=10,725,000円

2 減免該当者の各使用水量が全て51～200 m<sup>3</sup>の場合

5 m<sup>3</sup>×@235円（使用料単価）×1.1×10,000件=12,925,000円

※いずれも一般財源を想定

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内では、仙台市、多賀城市、大崎市、角田市において、各使用料の減免を実施又は予定

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年12月 台風発生後からの洗浄等に使用した期間を含む11月メーター検針（12月調定分）を対象とし、各使用料の減免を実施

## ⑨ その他

周知方法：市ホームページへの掲載のほか、令和元年台風第19号被災者関連情報への掲載を予定。